

入学を考えているけれど、
学費面で決心がつかないという社会人の方へ

鍼灸学科が

専門実践教育訓練給付金

講座指定の要件を満たしました。

制度利用で

最大168万円

が支給されます！

医療、美容、スポーツ分野で活躍したい
社会人の方！学び直しのチャンスです！

専門実践教育訓練給付金についてのご案内

本校の鍼灸学科昼間部は「専門実践教育訓練講座指定」の要件を満たすこととなり、厚生労働省に申請を行っております。この「講座指定」により、2019年4月入学生は教育訓練給付金制度が適用となり、一定の条件を満たせば、ハローワークから学費の一部について**返還不要の給付**を受けることができます。

平成30年から支給率は教育訓練経費の40%から50%へ、支給上限額は3年間で**96万円から120万円へ拡充され**、支給対象者の要件も緩和されております。

なお、厚生労働省から学校への「講座指定」の通達は1月下旬から2月上旬となっております。指定後、新入生の方には2月28日まで（受講開始日の1ヶ月前）にハローワークに申請を行っていただく必要があり、2月10日の第5回入試で合格となった場合、ハローワークへの申請期日が迫っている状態となります。以上の理由から、入学意思のある方は**12月9日の第4回入試での受験**をお勧めいたします。

日程が合わない場合は、個別入試も可能ですのでお問い合わせください。

また、万が一「講座指定」がなされなかった場合は、入学を辞退することも可能です。その際には、入学金を含む学納金を全額返金させていただきます。

対象となる方	給付される額
<p>① 受講開始日（2019年4月1日）までに雇用保険加入期間が通算して2年以上の方</p> <p>② 離職者は、①に該当し、離職日の翌日から受講開始日までが1年以内の方（妊娠、出産、育児、疾病等の理由がある場合、最大3年まで延長）</p> <p>※ 支給要件はご自身でハローワークにてご確認ください</p>	<p>① 120万円を上限とし、教育訓練経費（370万円）の50%を支給</p> <p>➡ 120万円</p> <p>② 国家資格を取得し、講座終了の翌日から1年以内に被保険者として雇用された（されている）場合に追加支給</p> <p>➡ 48万円</p>

【担当】 川端・綿貫

